

V がん医療水準の均てん化に向けての提言

国民が全国のどこに住んでいても、がんの標準的な専門医療を受けられる体制を整えることが喫緊の課題となっており、そのための具体的方策を提言することが、本検討会に課された使命である。

このため、その第一歩として、現在の地域がん診療拠点病院をその診療・教育研修・研究・情報発信機能に応じて階層化し、役割分担を明確化するとともに、それを踏まえた診療連携、教育研修等のためのネットワークを構築するように見直すことを中心的な柱に据え、①がんの専門医の育成、コメディカルスタッフの育成、がんの早期発見に係る一般医の資質向上といった人材育成に係る課題、②がん専門医療施設の施設・設備、ネットワーク、病病連携・病診連携といった医療機関のネットワーク化に係る課題、③がん登録の整備、診療情報の提供・普及といった情報に係る課題に対し、以下のような具体的解決方策を提言するものである。

1. がんの専門医等の育成について

(1) 大学講座の設置

特に不足が指摘されている化学療法、放射線療法の専門医育成のためには、大学の医学教育において、化学療法や放射線療法についての基本的な知識教育が行われ、卒後さらに大学付属病院等における臨床教育が行われることが望ましい。このため、大学において、がん診療全般を横断的に見ることのできる化学療法及び放射線療法などを専門とする講座の設置等、教育体制の整備に努める必要がある。

(2) がんの専門医の認定基準

がんの診断・治療技術の進歩に伴って、時代とともにがんの専門医が備えるべき能力の基準は変化していくことが予想される。こうした診断・治療技術の開発や診断・治療成績の向上を追求するため、医師等の専門家でつくる学会は、絶えず研鑽を行う場を提供するとともに、専門医の認定も行っていることから、がんの専門医認定に関する学会等が協力して、専門医の資質を一定以上に保つよう共通の基準を作る必要がある。

(3) がんの専門医の育成方策

がんの専門医の育成において当面取り組む方策としては、特に化学療法に関し、少なくとも、抗がん剤の標準的治療を正しく実施することができ、かつ治療に伴う副作用に適切に対処できる能力を持った医師を育成し、地域がん診療拠点病院に配置することが必要である。将来的には、臨床試験の実施を含め化学療法に通じた専

門医を育成し、地域がん診療拠点病院に配置することが重要である。

また放射線療法の専門医育成に関しては、少なくとも、放射線治療計画を適切に立てることができ、かつ治療効果及び副作用を予測することができる能力を持った医師を育成し、放射線治療装置を十分に備えた地域がん診療拠点病院に集中的に配置することが重要である。

このようながんの専門医の育成を推進するためには、現在の地域がん診療拠点病院制度の見直しによるネットワーク（後述）を活用して、国立がんセンターを中心とした効率的・効果的な研修を行うことが必要である。それとともに、学会が系統的カリキュラムに基づく教育セミナーを実施し、基本的知識や最新の研究成果の普及を行うことも重要である。

また、国立がんセンター等の研修の円滑な実施や地域がん診療拠点病院に対する指導体制の充実などの観点から、特定機能病院を地域がん診療拠点病院制度に位置付けることが重要である。

- ① 国立がんセンターにおける化学療法及び放射線療法に係る指導者研修コース（仮称）を新設（都道府県がん診療拠点病院（仮称）の指導的立場の医師を対象とした3ヶ月又は6ヶ月の研修）すること。
- ② より機能の優れた都道府県がん診療拠点病院（仮称）における化学療法及び放射線療法に係る指導者研修コース（仮称）を新設（都道府県がん診療拠点病院（仮称）、地域がん診療拠点病院の指導的立場の医師を対象とした3ヶ月又は6ヶ月の研修）すること。
- ③ 都道府県がん診療拠点病院（仮称）における化学療法及び放射線療法に係る短期研修コースを新設（厚生労働科学研究事業等による地域がん診療拠点病院のがん治療の中心となる医師を対象とした研修の支援）すること。

また、がんの専門医の適切な配置状況の把握がなされていない現状から、各診療科における専門医の現状について登録、公表する取組を進めることが必要である。

- ① 国立がんセンターにおける既存の専門修練医コースの修了者を都道府県がん診療拠点病院（仮称）等に配置するための方法を検討すること。
- ② より機能の優れた都道府県がん診療拠点病院（仮称）におけるレジデント修了者を他の都道府県がん診療拠点病院（仮称）等に配置するため、募集方法及び研修内容を検討すること。

(4) がん医療を支えるコメディカルスタッフの育成方策

がん医療において、チーム医療による対応の必要性が増しており、コメディカルスタッフもますます専門的知識・技術の修得が求められている。このため、学会の連携、学会と職能団体の連携及びがん専門医療機関による統一的なカリキュラムに基づく専門研修を提供することが重要である。

- ① 国立がんセンターにおけるコメディカルスタッフ（診療放射線技師、看護師、がん登録実務者等）を対象とした研修コースを拡充（都道府県がん診療拠点病院（仮称）のコメディカルスタッフを対象としたがん診療に関する高度な研修）すること。
- ② 国立がんセンターなど国は、都道府県がん診療拠点病院（仮称）等がん専門医療機関の薬剤師を対象とした研修コースを設置（平成17年度に創設されるがん専門薬剤師認定制度に対応するため、指導的立場のがん専門薬剤師を育成）するとともに、長期間にわたる系統的な研修により、抗がん剤調製やがん薬物療法、緩和医療など高度な技能と知識を持つ専門薬剤師を育成すること。
- ③ 都道府県がん診療拠点病院（仮称）におけるコメディカルスタッフ（診療放射線技師、看護師、がん登録実務者等）を対象とした短期研修コースを新設（厚生労働科学研究事業等による地域がん診療拠点病院のコメディカルスタッフを対象とした研修の支援）すること。

また、以上のようながんの専門医等の育成を着実に推進するため、育成に携わるがん専門医療機関の指導体制の強化方策も検討する必要がある。

2. がんの早期発見に係る体制等の充実

がんの早期発見のためには、検診によりがんと疑われたり、日常診療の場において一般医によりがんと疑われることにより、可及的すみやかに、がん専門医療機関に紹介されることが重要である。

がん検診体制の充実に当たっては、マンモグラフィー等のハードと検診に携わる医師及び技師等のソフトの両面にわたり全国的に広く体制が整備される必要がある。さらに、いわゆる「がん検診の受けっぱなし」を無くすため、検診後に精密検査が必要な人を地域のがん専門医療機関に確実に受け渡せるよう、検診実施機関等と地域がん診療拠点病院等の間の連携が重要である。また、がん検診の重要性に関

し、国民に対する普及啓発を強化する必要がある。

がんの診療技術は日進月歩であるため、がんの早期発見に係る一般医も最新の診療技術の進歩に関する基本的な知識を修得することが求められるが、医療現場は多忙をきわめ、一般医が最新のがんの診断・治療法に関する情報を系統的にまとめて修得する機会はあまり多くない。したがって、学会や職能団体による取組の強化に加え、二次医療圏でがん医療の中心的役割を担っている地域がん診療拠点病院が一般医に対して研修の機会を積極的に提供することが重要である。

3. 医療機関の役割分担とネットワーク構築について

(1) 地域における医療機関連携

① 地域がん診療拠点病院制度の見直し

日常の生活圏域の中で、質の高いがん医療を受けることができる体制を確保する観点から、二次医療圏に一ヶ所程度を目安に整備することとしている地域がん診療拠点病院の整備を促進するため、以下の方針で制度を見直すことが必要である。

(ア) 指定要件をできる限り数値を含めて明確化する。

(イ) 地域における診療・教育研修・研究の核となっており、地域がん診療拠点病院に対する指導的な役割などが期待できる特定機能病院を指定の対象に含める。

(ウ) 地域がん診療拠点病院を、診療・教育研修・研究・情報発信機能に応じて2段階に階層化（地域がん診療拠点病院、都道府県がん診療拠点病院（仮称））し、役割分担を明確化するとともに、それを踏まえた診療連携、教育研修等のネットワークを構築する。

地域がん診療拠点病院の主な機能として求められるのは、ア) 我が国に多いがんの早期診断・治療の提供、イ) 地域の医療機関からの紹介患者の受け入れ及び緩和医療の提供、ウ) 地域の医療従事者に対する教育・研修の実施、エ) 臨床試験への協力（例えば第Ⅲ相試験）、オ) 標準様式に基づく院内がん登録の実施である。

また、都道府県がん診療拠点病院（仮称）の主な機能として求められるのは、ア) 我が国に多いがんの進行期の標準的治療の提供、イ) 集学的治療の提供、ウ) 地域がん診療拠点病院に対する教育・研修の実施、ウ) 臨床試験の実施（例えば第Ⅱ／Ⅲ相試験）、エ) 標準様式に基づく院内がん登録の実施である。

さらに、より機能の優れた都道府県がん診療拠点病院（仮称）の主な機能として望ましいのは、ア) 稀ながんの診療、我が国に多いがんの高度な技術

を要する治療の提供、イ) 高度先進医療の提供、ウ) 都道府県がん診療拠点病院（仮称）に対する教育・研修の実施、エ) 臨床試験の実施（例えば第Ⅰ／Ⅱ相試験）、オ) 標準様式に基づく院内がん登録の実施である。

(エ) 医療相談室の機能の強化

(オ) 緩和医療の充実、医療相談室の充実、診療成績の公表など地域がん診療拠点病院を利用する患者に資する体制の確保を推進するため、診療報酬等のインセンティブが働くよう適切な仕組みを検討する。

(カ) 指定については、更新制を導入する。

② 地域がん診療拠点病院ネットワークの構築

新たな地域がん診療拠点病院制度に参加するがん専門医療機関相互の間で、国及び都道府県レベルにおけるネットワークを形成する。（国立がんセンター、都道府県がん診療拠点病院（仮称）、地域がん診療拠点病院）

新たな地域がん診療拠点病院制度のネットワークの機能としては、診療、教育研修、院内がん登録、情報、臨床研究に係る機能を持つこととする。

また、地域がん診療拠点病院の診療レベルを向上させるため、病理診断や画像診断等に係る診療支援機能も重要である。

さらに、地域がん診療拠点病院は、地域の一般病院、診療所、訪問看護ステーション及び検診機関と連携するものとする。

また、地域がん診療拠点病院においては、セカンドオピニオンの提供など、地域医療機関との連携を図ることが重要である。

こうした地域がん診療拠点病院のネットワークの構築により、稀ながんの治療や我が国に多いがん（肺、胃、肝、大腸、乳がん等）の進行期において治療成績に大きな差が出るような高度の技術を要する治療に当たっては、各地域において、適切な病病連携、病診連携により当該治療法を専門的に行っているがんの専門医のもとに患者を集約し、必要な治療が済んだ後は、再び病病連携、病診連携により患者の身近な「かかりつけ医」で治療が継続されるよう、連携体制を整えることが可能となる。

なお、臨床研究を巡るネットワーク構築に当たっては、質の高い臨床研究を実施するため、そのインフラ整備も重要である。

（2）全国的な医療機関連携

国は、地域がん診療拠点病院のネットワーク機能が十分に果たせるように、地域がん診療拠点病院の全国連絡協議会を早急に設けることが必要であり、各都道府県は、都道府県レベルの連絡協議会を設けることが必要である。

また、全国がん（成人病）センター協議会加盟施設は、新たな地域がん診療拠点病院制度の中にすべて位置付けることとする。

なお、がん政策医療ネットワークは、統一的な方針で事業を実施しやすいという特徴を活かし、がん医療における均てん化のための連携、カンファレンス等のモデル的な事業を試行する等の役割が期待できることから地域がん診療拠点病院制度と整合性をもって位置付けることが求められる。

4. がん登録制度

標準登録様式に基づく院内がん登録のデータが、少なくとも地域がん診療拠点病院において整備されると、二次医療圏において代表的ながん専門医療機関の治療成績等の正確な比較が全国的に可能になり、医療関係者が自らの診療レベルを客観的に把握することが可能になるとともに、がん患者にとっても大きな福音になることが期待されるため、院内がん登録の推進は重要である。そのため、一定の基準を満たす院内がん登録については医療機関に対するインセンティブを検討する。

さらに、こうした精度の高い院内がん登録データを、地域がん登録事業に提供することにより、地域がん登録事業の精度の飛躍的向上につながることが期待できるため、新たな地域がん診療拠点病院制度のネットワーク機能を活用して、院内がん登録の標準登録様式の普及を促進することが重要である。

また、現在、診療レベルの評価に用いられている5年生存率の他に、がんの診療レベルを多面的に総合的に評価する方法を確立し適切に公表することを検討する。

地域がん登録事業については、その普及を図って行くため、がん登録制度の法律上の位置付けの在り方も検討するとともに、国による地域がん登録事業に対する支援を強化（人口動態統計、住民票照会の利用の円滑化等）することや登録方式の標準化を推進することも重要である。なお、5年以上経過した患者に限らず登録患者全員を追跡することにより、最新のがん診療を反映した生存率を計測することも可能となる。

5. 情報の提供・普及

がん治療等に関する情報が溢れている今日にあって、国民にとってはかえって正しい情報を分けることが困難になっており、全国レベルで比較可能な診療成績等に関する正しい情報が求められている。

まずは、地域がん診療拠点病院において、標準様式に基づく院内がん登録の整備を早急に進め、全国レベルで比較可能な治療成績のデータを整備した上で、一般国民及び医療関係者に対し、正確な情報を提供できるようにすることが重要である。特に一

般国民に対する情報提供に当たっては、国民が誰でも簡単にがんに関する適切な情報が得られるという観点が重要である。

(1) 一般国民に対する正しい情報の提供

全国的に比較可能な診療成績のデータの整備には時間が必要となるため、当面は、各がん専門医療機関の医療機能情報（施設、設備、症例数、専門医、治療成績等）のうち、他の医療機関と比較が可能で提供可能な正しい情報について、地域がん診療拠点病院の全国連絡協議会を中心となって相互に比較できるようになるなどわかりやすい提供をすることが必要である。

自治体等のホームページ等において、地域において利用可能な医療機関の医療機能情報について、容易に比較できる形で提供することも求められる。

また、がん患者が医療機関を受診する際の参考となるよう地域がん診療拠点病院の標榜を可能とともに、患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応できるよう、地域がん診療拠点病院等に設けられている医療相談室の機能を強化することが必要である。

がん診療に関する医学情報の提供については、国立がんセンター等のホームページによる普及が行われている他、厚生労働科学研究推進事業により最新の治療情報等をわかりやすく提供するためのシンポジウム等が行われているが、これら普及啓発の取組を強化することが重要である。

(2) 医療関係者に対する情報の提供

がん専門医療機関の医療機能情報について、地域がん診療拠点病院等の医療関係者が病病連携及び病診連携を行う際に役立つよう、地域がん診療拠点病院の情報ネットワークを構築する必要がある。

医療関係者に対する最新のがん診療技術情報の提供に関して、簡便に正しい情報が系統的に入手できるよう厚生労働科学研究及び学会による診療ガイドライン等の作成・普及及び国立がんセンター等のホームページによる診療ガイドライン等の普及を強化するとともに、学会や職能団体による研修等の取組も重要なである。また、国立がんセンターと地方の中核的ながんセンターをつないでいるがん診療情報ネットワークを拡充し、地域がん診療拠点病院とのカンファレンス等を通じた診療技術情報の普及を図る。

(3) がん情報センター（仮称）の設置

国は、これまでがんの予防・研究・医療に係るあらゆる機会を通じて、一般国民や医療関係者に対する情報発信等を行ってきたところであるが、患者に有益な情報発信の一層の強化が求められていることから、地域がん診療拠点病院の医

療機能情報の収集、分析、発信の役割も担うがん情報センター（仮称）の設置の検討も必要である。

VI おわりに

本報告書は、「がん医療水準の均てん化に関する検討会」において、がん患者の代表の方々からの意見聴取も踏まえ、がん医療に関する有識者による議論が重ねられた成果を取りまとめ、国民が全国のどこに住んでいても、日常の生活圏域においてがんの標準的な専門医療を受けられる体制を確立することを目指し、できる限り具体的な方策につき提言を行ったものである。これらの提言の中には専門医等の育成のための研修機会の拡充など短期的に取り組まなければならない課題と、大学の講座設置のように中長期的に取り組まなければならない課題があるが、着手できるものから速やかに取り組んでいく必要がある。

いずれにせよ、我が国において「がん医療水準の均てん化」を一日でも早く達成するためには、がん医療に関わる行政、医療機関、学会などのあらゆるレベルで、「がん医療水準の均てん化」に向けた不断の努力が求められるものである。

別添 1

関係機関それぞれが果たすべき主な役割

○国の役割

1. 地域がん診療拠点病院制度の見直し
 - 1) 地域がん診療拠点病院制度の見直し（機能分化、ネットワークの構築、特定機能病院を指定対象に包含、地域がん診療拠点病院の指定にインセンティブが働くような仕組みの構築等）
 - 2) 地域がん診療拠点病院制度の医療計画への位置付け
 - 3) 地域がん診療拠点病院の全国連絡協議会の設置
 - 4) 地域がん診療拠点病院の標榜化
 - 5) 地域における質の高いがん医療の効率的な提供体制の確立に資する体制整備を行う医療機関に対する助成の検討
2. 専門医等の育成
大学におけるがん診療全般を横断的に見ることのできる化学療法及び放射線療法などを専門とする講座設置等、教育体制の整備の促進
3. がん登録の推進
 - 1) 院内がん登録の整備促進のための医療機関に対するインセンティブの検討
 - 2) 地域がん登録事業に対する支援の強化（人口動態統計や住民票照会の利用の円滑化等）
 - 3) がん登録制度の法律上の位置付けの在り方の検討
4. 情報提供の推進
 - 1) がん診療情報ネットワーク事業の拡充
 - 2) がん診療レベルの評価方法及び適切な公開の検討
 - 3) がん診療に関する最新の研究成果についての普及啓発の強化
 - 4) がん情報センター（仮称）の設置の検討
5. がん検診体制の充実

○国立がんセンターの役割

1. 地域がん診療拠点病院の指導
地域がん診療拠点病院のネットワーク（診療、教育研修、院内がん登録、情報、臨床研究）の運営の指導

2. 専門医等の育成

- 1) 地域がん診療拠点病院の機能向上のための専門医等の研修の実施
- 2) 専門修練医コースの修了者の都道府県がん診療拠点病院（仮称）等への配置方策を検討

3. がん登録の推進

- 1) 地域がん登録の登録方式の標準化の推進及び全国罹患率の推計
- 2) 院内がん登録の登録方式の標準化の推進
- 3) 院内がん登録及び地域がん登録の実務者に対する研修の推進

4. 情報提供の推進

- 1) 地域がん診療拠点病院の院内がん登録データの全国連絡協議会への集約、分析及び適切な公開
- 2) 質の高いがん統計データ（死亡、罹患、生存）の提供
- 3) ホームページ等による情報提供体制の強化

○都道府県の役割

1. がん医療に係る医療計画の作成

- 1) 地域における質の高いがん医療の効率的な提供体制の確立のための具体的な目標を設定し、その達成に向けたがん医療施設・設備の整備計画につき記載
- 2) 地域において不足する医療機能については、広域的な連携による確保も含め、医療施設の診療レベルに応じた役割分担と連携により確保するための具体的方策につき記載

2. 地域がん診療拠点病院の整備の促進

- 1) 二次医療圏に1ヶ所程度の速やかな整備の促進
- 2) 地域における質の高いがん医療の効率的な提供体制の確立に資する体制整備を行う医療機関に対する助成の検討
- 3) 都道府県レベルの地域がん診療拠点病院の連絡協議会の設置

2. 専門医等の育成

　　地域がん診療拠点病院の専門医等の研修に対する協力

3. 地域がん登録の推進

　　地域がん診療拠点病院の院内がん登録と連携した地域がん登録の推進

4. 情報提供の推進

　　地域において利用可能な医療機関の医療機能情報等の提供の実施

○地域がん診療拠点病院の役割

1. 地域において質の高いがん医療を効率的に提供するための診療機能の向上
2. 地域において質の高いがん医療を効率的に提供するための病病連携・病診連携の確実な実施（がん検診実施機関等、かかりつけ医、一般病院及び都道府県がん診療拠点病院（仮称）等との連携）
3. 標準様式に基づく院内がん登録の推進及び地域がん診療拠点病院の全国連絡協議会への院内がん登録データの提出
4. 地域の一般医に対するがんの早期発見及び早期治療に係る教育研修の実施
5. 医療相談室の機能の強化

○特定機能病院の役割

1. 新たな地域がん診療拠点病院制度への積極的な参加
 - 1) 都道府県がん診療拠点病院（仮称）としての役割の期待
 - 2) 国立がんセンターにおける指導者研修コース（新設）への参加
 - 3) 地域がん診療拠点病院の専門医等に対する研修の実施
 - 4) 地域がん診療拠点病院の専門医等が研修に参加する場合の代診医等の補充への協力
2. 標準様式に基づく院内がん登録の推進
3. 医療相談室の機能の強化

○学会の役割

1. がんの専門医認定に関する学会等が協力して、専門医の資質を一定以上に保つよう共通の基準を作成
2. がんの専門医の登録、公表の検討
3. がんの専門医等を育成するための研修の推進
4. 職能団体等との連携によるコメディカルスタッフ育成のための統一的なカリキュラムの作成及び研修の実施
5. がんの早期発見に係る一般医の資質向上のためのセミナーなど取組の強化
6. 診療ガイドライン等の作成・普及のための取組の強化

別添 2

地域がん診療拠点病院制度の見直しの方向性

1. 指定要件をできる限り数値を含めて明確化する。
2. 地域における診療・教育研修・研究の核となっており、地域がん診療拠点病院に対する指導的な役割などが期待できる特定機能病院を指定の対象に含める。
3. 地域がん診療拠点病院を、診療・教育研修・研究・情報発信機能に応じて2段階に階層化（地域がん診療拠点病院、都道府県がん診療拠点病院（仮称））し、役割分担を明確化するとともに、それを踏まえた診療、教育研修、院内がん登録、情報、臨床研究に係るネットワークを構築する。

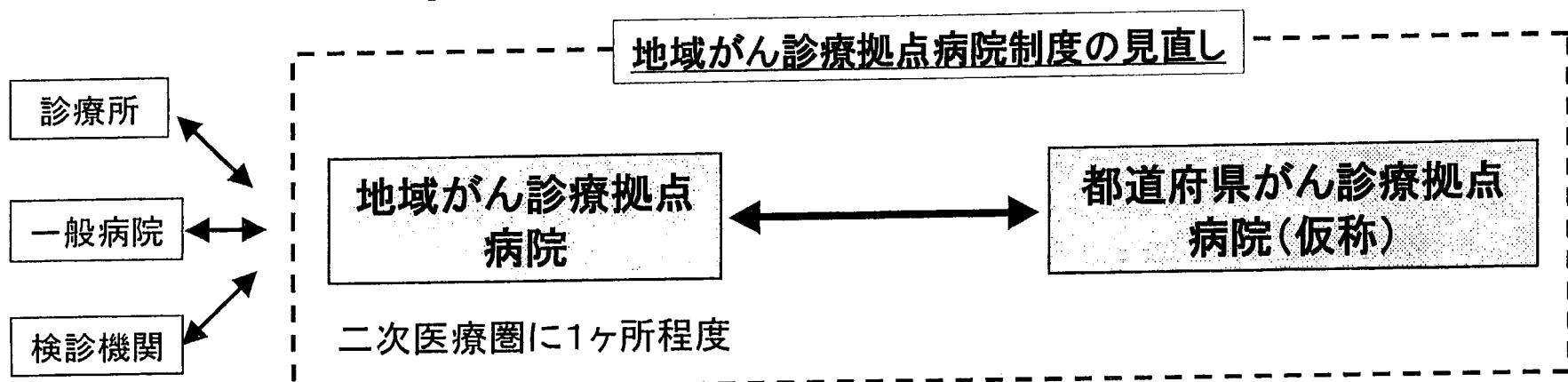
地域がん診療拠点病院の主な機能として求められるのは、ア) 我が国に多いがんの早期診断・治療の提供、イ) 地域の医療機関からの紹介患者の受け入れ及び緩和医療の提供、ウ) 地域の医療従事者に対する教育・研修の実施、エ) 臨床試験への協力（例えば第Ⅲ相試験）、オ) 標準様式に基づく院内がん登録の実施である。

また、都道府県がん診療拠点病院（仮称）の主な機能として求められるのは、ア) 我が国に多いがんの進行期の標準的治療の提供、イ) 集学的治療の提供、ウ) 地域がん診療拠点病院に対する教育・研修の実施、エ) 臨床試験の実施（例えば第Ⅱ／Ⅲ相試験）、エ) 標準様式に基づく院内がん登録の実施である。

さらに、より機能の優れた都道府県がん診療拠点病院（仮称）の主な機能として望ましいのは、ア) 稀ながんの診療、我が国に多いがんの高度な技術を要する治療の提供、イ) 高度先進医療の提供、ウ) 都道府県がん診療拠点病院（仮称）に対する教育・研修の実施、エ) 臨床試験の実施（例えば第Ⅰ／Ⅱ相試験）、オ) 標準様式に基づく院内がん登録の実施である。

4. 医療相談室の機能の強化
5. 地域がん診療拠点病院制度に対するインセンティブが働くような仕組みを作る。
6. 指定については、更新制を導入する。

がん専門医療機関の役割分担のイメージ(案)



地域がん診療拠点病院の機能

1. 我が国に多いがん(肺、胃、肝、大腸、乳など)の早期診断・治療に重点
2. 地域の医療機関からの紹介患者の受け入れ及び緩和医療の提供
3. 地域のがん医療従事者に対する教育・研修の実施
4. 臨床試験に協力(例えば第Ⅲ相試験)
5. 標準様式に基づく院内がん登録の実施

都道府県がん診療拠点病院(仮称)の機能

〈より機能の優れた病院〉

1. 稀ながんの診療、我が国に多いがんの高度な技術を要する治療に重点
2. 高度先進医療の提供に重点
3. 都道府県がん診療拠点病院に対する教育・研修の実施
4. 臨床試験の実施(例えば第Ⅰ／Ⅱ相試験)
5. 標準様式に基づく院内がん登録の実施